

大規模修繕工事のかし保険

2010年9月17日
改定版

パンフレット

(共同住宅等大規模修繕工事瑕疵担保責任任意保険)

(重要事項説明書)

1 本保険の特徴

大規模修繕工事の施工に起因する瑕疵を担保

共同住宅等の大規模修繕工事の請負事業者が発注者(管理組合・マンションオーナーなど)に対して負担する瑕疵担保責任を補償します。

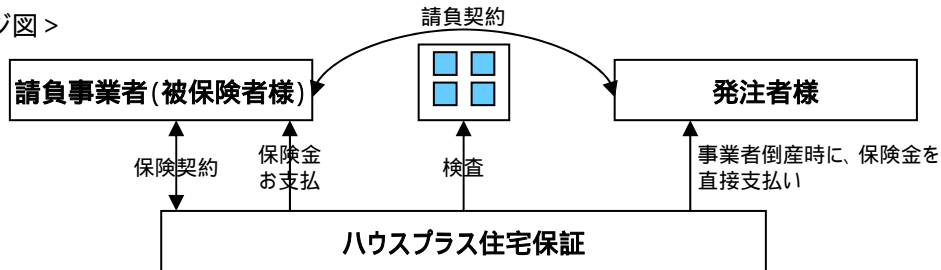
一定の条件のもと、発注者から保険金の直接請求が可能

被保険者となる請負事業者が倒産等を含め相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、発注者はその損害について保険金を請求することが可能です。

検査付き保険

当社が、大規模修繕工事のうち保険の対象となる部分の検査を2～4回実施(*)します。その検査に合格することが、本保険のご契約条件となっています。(*)保険の対象となる部分によって決定いたします。

< 保険のイメージ図 >



2 保険の対象となる住宅

全ての規模のRC、SRCまたは鉄骨造の住宅であり、1住棟ごとのご契約となります。大規模修繕工事に構造耐力上主要な部分の改修工事が含まれる場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた住宅に限ります。

3 保険の対象となる部分

被保険者が発注者と工事請負契約を締結した以下に掲げる部分または設備の改修工事(建築延床面積の増加または減少を伴わない工事に限り。以下「保険対象工事」といいます。)を行った部分(以下「保険対象部分」といいます。)

構造耐力上主要な部分(A)

給排水管路(B)

電気設備(D)

雨水の浸入を防止する部分(A)

給排水設備(C)

防錆工事を行った手すり等(E)

- (A) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条に規定する構造耐力上主要な部分・雨水の浸入を防止する部分と同様
- (B) 付保住宅(被保険者が発注者と工事請負契約を締結し保険対象工事を行った住棟)またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または汚水管のうち設備機器への接合部までとします。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理している部分を除きます。
- (C) 付保住宅またはその敷地内に設置された受水槽、揚水ポンプ、高置水槽、電気温水器、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、汚水ポンプ、ますをいいます。
- (D) 付保住宅に設置された次の電気設備をいいます。ただし、照明器具、換気設備については、居住者の共用に供される部分に設置されたものに限ります。変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、碍子、碍管、保護装置、支持フレーム、母線、配線、照明器具、換気設備
- (E) ベランダ、バルコニー、テラスまたは屋上に取り付けられた手すりもしくは柵または階段(居住者の共用に供される階段に限ります。)の鉄部をいいます。

4 保険のお引受条件

当社の定める施工基準に基づき工事の設計・仕様を定めた上で施工していただきます。施工基準を満たさない場合等検査が不合格の場合には本保険のご契約は出来ません。

保険のご契約は、手すり等の単独での引受は行うことが出来ません。

請負事業者(被保険者様)が発注者に対して発行する保証書の保証内容(請負事業者が負担する瑕疵担保責任の内容)が、本保険の内容を下回る場合には本保険のご契約はできません(15.Q&Aご参照)

5 保険期間

工事請負契約で約定した全ての工事を完了した日から5年間
(ただし、手すり等は2年間。なお、屋上防水工事に係る保険期間延長特約が付帯された場合、雨水の浸入を防止する部分のうち付保住宅の屋根については10年間となります。)

6 保険金をお支払いする主な場合 (詳細は普通保険約款をご参照ください)

保険対象工事の瑕疵に起因して、保険対象部分に以下に記載するいずれかの事由が生じた場合(以下「保険事故」といいます。)において、被保険者が瑕疵担保責任を履行することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

構造耐力上主要な部分が基本的な構造耐力性能を満たさないこと
雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと
給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと
給排水設備または電気設備の機能が失われること
手すり等が通常有すべき安全性を満たさないこと(ただし、防錆工事に由来する瑕疵に起因するものに限ります。)

上記保険事故が生じた場合において、被保険者の倒産など被保険者が相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、瑕疵の修補にあたり発注者に生じた損害について、発注者からの請求に基づき保険金をお支払いします。

7 お支払いする保険金の主な内容

直接修補費用	付保住宅を修補するために必要とされる材料費、労務費その他直接修補費用等
損害調査費用	修補の必要な範囲、修補方法および修補費用を確定するための調査に要する費用(瑕疵の有無を調査するための費用は除きます)等
仮住居・転居費用	修補期間中に、付保住宅に現に居住している者が転居または仮住まいを余儀なくされた場合の転居、宿泊または住居賃貸の費用等
訴訟費用	被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟、裁判上の和解もしくは調停または仲裁もしくは示談に要した費用等
求償権保全費用	被保険者が求償権を保全するための費用等

8 支払限度額

付保住宅の限度額	1住棟の延床面積により異なります。「11支払限度額と保険料・検査料」をご確認ください。
1被保険者支払限度額	当社が、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間(「事業年度」といいます。)中に当該被保険者と締結した全ての保険契約の支払限度額を通算した金額の10%または10億円のいずれか大きい額となります。
同一引受年度支払限度額	30億円

()当社が、共同住宅等大規模修繕工事瑕疵担保責任任意保険約款に基づく保険契約において各事業年度に支払う保険金の額は各事業年度中に保険証券が発行された当該保険契約のすべての保険金を通算して30億円となります

損害調査費用の限度額	1事故につき、修補費用の10%または200万円のいずれか小さい額
仮住居・移転費用の限度額	付保住宅1住戸につき50万円
直接修補費用等の免責金額	10万円
縮小てん補割合	80%(ただし、被保険者が倒産等の場合100%)

9 保険協会審査会

付保住宅の事故に関する保険金お支払いについて当社と紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会に審査を請求することができます。詳細・条件等は当社までお問い合わせください。

10 保険金をお支払いできない主な場合 (詳細は普通保険約款をご参照ください)

当社は、以下に掲げる事由に起因する損害(これらの事由がなければ、発生または拡大しなかった損害を含みます。)については、保険金をお支払いしません。

台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、豪雨、洪水もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、騒じょう、労働争議等による偶然もしくは外来の事由

土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流入・流出または土地造成工事による地盤の瑕疵

付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは当該付保住宅の性質・材質による結露または瑕疵によらない当該付保住宅の自然の消耗・

摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由

付保住宅のうち、保険対象部分以外の瑕疵

保険対象部分の瑕疵に起因して生じた、付保住宅に居住する者等の傷害・疾病・死亡・後遺障害

保険対象部分の瑕疵に起因して生じた、付保住宅以外の財物の滅失、汚損もしくは損傷または当該付保住宅その他の財物の使用の阻害

保険対象部分である給排水設備または電気設備の瑕疵により、当該設備の機能が失われたことによって生じた、当該設備以外の設備または付保住宅の滅失、汚損もしくは損傷

保険対象部分である給排水設備または電気設備の製造者または販売者が被保険者に対して法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。)において負担すべき瑕疵

付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理(定期的に必要なとされる計画修繕を怠った場合は、著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。)

被保険者とその材料または指図が不適当であることを指摘したにもかかわらず、発注者が採用させた設計・施工方法もしくは発注者から提供された資材等の瑕疵、または発注者、被保険者以外の者が施工した部分の瑕疵等の被保険者以外の者の責に帰すべき事由

保険対象工事を含む工事請負契約で約定したすべての工事を完了した後の付保住宅の増築・改築・修補(普通保険約款第1条第1項に規定する保険事故による修補を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵

修補作業上の手抜きもしくは技術の拙劣または正当な理由のない修補の遅延

保険対象工事の工事請負契約締結時において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた事由

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)が直接的または間接的な原因となって、保険対象部分に火災、損壊、埋没、流失等の被害が生じた場合は、当社は、この被害に係る損害(地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、保険対象部分が滅失または損傷していない場合を除きます。)に対しては、保険金を支払いません。

当社は、次に掲げる事由に起因する損害(これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因の如何を問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかった保険対象部分の瑕疵によって生じた損害を含みます。)については、保険金を支払いません。

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)(の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故

石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性

保険契約者、被保険者、発注者、保険対象工事に係る工事請負業者(下請負人を含みます。)もしくはそれらと雇用関係のある者の故意または重大な過失によって生じた損害(これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因の如何を問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかった保険対象部分の瑕疵によって生じた損害は除きます。)については、保険金を支払いません。ただし、被保険者の倒産等の事由により発注者等が請求する場合は、この限りではありません。(発注者の故意・重過失によって生じた損害の場合を除きます。)

11 支払限度額と保険料・検査料

1 保険契約の保険料等 = 1 住棟の延床面積帯に応じた保険料 + 検査料

以下の保険対象工事を行う部分(~)の組み合わせによって保険料等を算出します。

{ 保険対象工事 } 構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分 給排水管路・給排水設備・電気設備 手すり等	
---	--

【保険料等算定例】

(平成22年4月1日～平成23年3月31日までの申込が対象となる補助(支払限度額1,000万円につき4,000円)を反映した金額)
 (保険料は非課税、検査料は消費税込み)

保険対象工事を行う部分		雨水の浸入を防止する部分	雨水の浸入を防止する部分・手すり等		給排水管路・給排水設備・電気設備	
検査回数		2回	3回		2回	
1住棟の延床面積帯	支払限度額	保険料等(保険料 + 検査料)				
		屋上防水工事に係る保険期間延長特約の付帯				
		無	有	無	有	
150㎡以上200㎡未満	5,000万円	85,930円	112,030円	103,020円	129,120円	79,830円
200㎡以上500㎡未満	5,000万円	96,800円	123,300円	115,875円	142,375円	88,000円
500㎡以上3,000㎡未満	5,000万円	191,850円	222,050円	221,300円	251,500円	161,350円
3,000㎡以上6,000㎡未満	1億円	314,450円	347,050円	371,850円	404,550円	246,850円
6,000㎡以上9,000㎡未満	1億円	388,650円	424,950円	452,800円	489,200円	295,750円
9,000㎡以上12,000㎡未満	2億円	430,400円	467,700円	498,875円	536,175円	311,300円
12,000㎡以上15,000㎡未満	2億円	528,080円	563,380円	608,195円	643,495円	379,980円
15,000㎡以上20,000㎡未満	3億円	616,450円	661,650円	707,000円	752,300円	421,450円
20,000㎡以上25,000㎡未満	3億円	765,100円	809,300円	867,825円	912,025円	523,500円
25,000㎡以上30,000㎡未満	5億円	829,350円	886,150円	942,550円	999,350円	549,150円
30,000㎡以上	5億円	1,081,400円	1,141,700円	1,208,675円	1,268,975円	709,200円

上記表と異なる組み合わせの保険料等につきましては、当社または当社取次店までお問合せください。

12 事業者登録

保険のお申し込みには、当社への事業者登録が必要となります。

住宅瑕疵担保履行法対応の「すまい保険」での事業者届出とは異なります。すでに事業者届出をいただいている届出事業者は再度、事業者登録が必要となります。

【対象事業者】

大規模修繕工事のかし保険をご利用になる事業者(建設業許可を受けている事業者に限ります。)
届出は法人単位(個人の場合は事業者単位)です。

【登録に必要な書類】

事業者登録申請書

建設業許可証の写し

口座振替依頼書(保険料のお支払は保険料等引き落とし口座の登録以降、原則口座振替となります。)

事業者の押印は原則公印にてお願いします。

【登録基準】

当社は、事業者もしくは代表者が以下のいずれかに該当している場合を除き事業者登録を行います。

3年以内に禁錮以上の刑に処せられたこと

3年以内に建設工事に関する法令の規定により、罰金刑以上の刑に処せられたこと

暴力団等の反社会的勢力に属すること

建設業の許可を取消されたこと

建設業の許可を受けていないこと

事業者登録申請時に建設業法により営業の停止または禁止を命ぜられていること

当社との保険契約において、重大な告知・通知義務違反または不誠実な行為等を行ったこと

異なる時期に施工した工事において同一原因による事故が多発するなど、技術力が著しく低いと認められること

虚偽の記載等不正な手段により事業者登録を行ったこと

【事業者登録料・更新料】

36,750円(消費税込)

【書類の提出窓口】

当社または保険取次店窓口までご提出ください。

【事業者登録の有効期間】

登録に係る審査完了日から1年間で、2年目以降は登録と同様の手続きをもって1年間延長することができます。

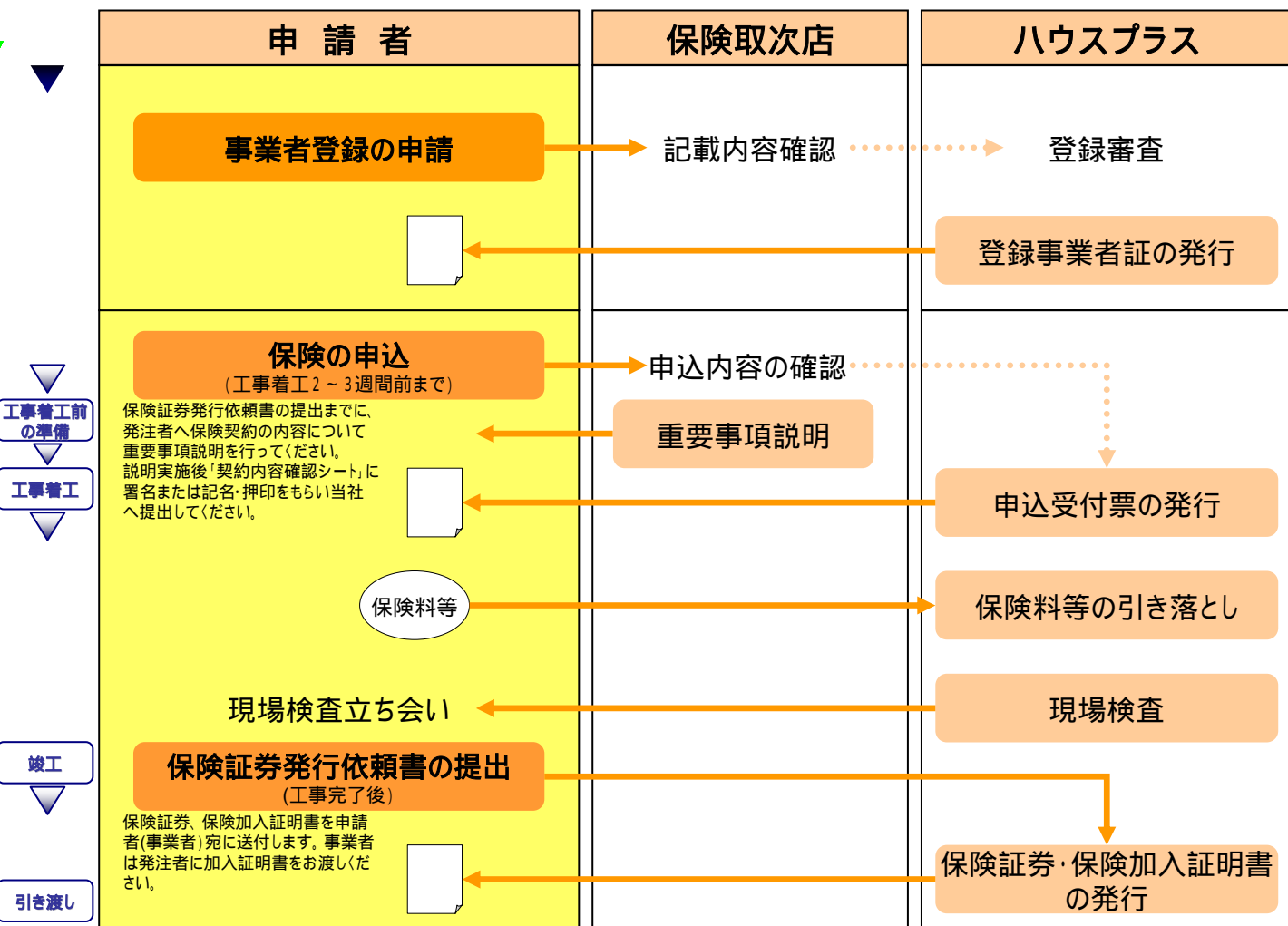
【登録事業者証】

審査完了後、登録事業者証を交付いたします。この登録事業者証に記載されている事業者番号は保険ご利用時に申込書にご記入いただく番号です。登録事業者証は大切に保管願います。

【登録事業者の公表】

登録後、登録事業者データ(社名・住所・連絡先)を当社および一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページに公開させていただきます。

13 事業者登録から保険証券発行までの流れ



14 保険申込書類一覧

No.	必要書類	チェック欄
1	保険契約申込書	
2	(工事に係る図書)	
	付近見取図(現地の状況がわかる案内図)	
	配置図	
	平面図	
	立面図	
	断面図またはこれに代わる図面	
	改修工事の工程表	
	構造図(構造耐力上主要な部分の工事を伴う場合)	
	新耐震基準に適合することを証する書類(保険対象部分に構造耐力上主要な部分が含まれる場合) 【耐震基準適合証明書(写)、建設住宅性能評価書(写)、検査済証(写)、確認済証(写)等】	
	保険対象工事において使用する材料および採用された工法の一覧表	
	その他必要と認める書類	
3	工事請負契約書(写)	

15 Q&A

Q1 本保険において保険の対象となる工事はどのような工事がありますか

A1 以下の工事が想定されますが、個別の工事内容に応じて保険対象部分を判断することになります。

保険対象部分	工事例
構造耐力上主要な部分	耐震改修工事
雨水の浸入を防止する部分	防水工事・外壁工事・シーリング工事
給排水管路・給排水設備・電気設備	給水設備工事・排水設備工事・電気設備工事
手すり等	屋外の鉄部塗装工事

Q2 発注者に保証書を発行しますが注意すべき点がありますか。

A2 保証書に記載されている保証内容が、本保険の補償内容と一致するもしくは上回る必要がありますのでご注意ください。

(例1) 雨水の浸入を防止する部分の工事(防水工事)を実施。施工部位の防水性能が満たされない場合に保証を行う旨、保証書に記載。保証期間は各パターンに記載のとおり。

	保証期間	イメージ図
可のパターン	7年	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">保証書の保証期間 > 保険期間</div> </div>
可のパターン	5年	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">保証書の保証期間 = 保険期間</div> </div>
不可のパターン	2年	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">保証書の保証期間 < 保険期間</div> </div>

Q3 雨水の浸入を防止する部分のうち塗装工事における塗膜の変・退色は保険金の支払対象となりますか。

A3 各事象が防水性能を満たさない状態にあるかを確認させていただき個別に判断させていただきます。なお、防水性能に影響のない美観上の問題としてのみの事象は保険金のお支払対象外となります。

Q4 雨水の浸入を防止する部分の事故事例はどのようなものが想定されますか

A4 例えば、下地補修工事におけるひび割れ補修箇所の再発・外壁塗装の剥がれ・防水層や外壁シーリング材の破断などによる漏水事故(防水性能を満たさない状態)が想定されます。

Q5 施工基準はどのようなものですか

A5 当社が独自に定める、本保険加入のために請負事業者に遵守いただく工法、材質などを定めた基準であり設計や仕様を定める前に本基準をご確認いただくことが重要になります。

Q6 検査はどのような検査を行うのですか

A6 施工基準に適合しているか保険申込直後に書類検査を実施します。その後、工事着工前の現況・工事完了後の時期に現場検査を行います。検査時に不適合箇所があった場合には、不適合箇所の是正を依頼させていただくことになります。即時に是正できない場合や重大な不適合箇所がある場合には再度現場検査を実施します(その場合には検査料を追加いただきます。)

Q7 屋上防水工事以外の保険期間の延長特約はありませんか

A7 保険期間延長特約を付帯できるのは屋上防水工事のみです。ただし、特約付帯のためには施工基準に適合することが必要となります。

Q8 屋上にはルーフバルコニーも含まれますか

A8 含まれます。

Q9 保険期間にある工事請負契約で約定した全ての工事が完了した日とは

A9 請負契約に記載の全ての工事が完了し、発注者に全ての工事の引渡しが行われた日のことをいいます。なお、同一物件に対して工事請負契約が複数締結される場合には、工事請負契約毎に保険の申込みをいただくことになります。

Q10 給排水設備または電気設備の機能が失われるとはどういう状態ですか

A10 給排水設備または電気設備が全く作動しない状態のことをいいます。

注意喚起情報のご説明

16 故意・重過失の場合の取り扱い

当社は、発注者様、大規模修繕工事の請負事業者様もしくはそれらと雇用関係のある者の故意・重大な過失によって生じた損害については保険金をお支払いしません。ただし、発注者様が請求する場合（「17 発注者様の保険金の直接請求権の取り扱いについて」を参照ください）はこの限りではありません。（発注者様の故意・重過失によって生じた損害の場合、発注者様が建設業者または宅建業者である場合を除きます）

17 発注者様の保険金の直接請求権の取り扱い

事故による損害が発生した場合において、請負事業者様の倒産等を含め請負事業者様が相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しないときは、発注者様は当社に対し保険金の支払を請求することができます。

18 保険協会審査会への審査の請求について

付保住宅の事故に関する保険金のお支払いに関して当社と紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会（以下、「保険協会審査会」といいます。）に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件がありますので、ご確認ください。

【審査を請求するための条件】

当社に事故通知をした日から原則2ヶ月を経過している必要があります。

審査会への申請手数料は10,500円（消費税込み）となります。

発注者様の個人情報を含む情報を当社から保険協会審査会へ提出させていただくことに同意していただく必要があります。

当社は、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

19 特にご注意いただきたい重要な事項

発注者様への保険契約の概要に関する説明

- ・ 請負事業者様は、発注者様に本帳票を用い保険契約の概要に関する説明を実施ください。
 - ・ 保険契約の概要に関する説明を実施した後に、「保険契約内容確認シート」にて発注者様から契約内容の確認を得てください（発注者の署名もしくは記名押印が必要となります）。
 - ・ 「契約内容確認シート」を当社にご提出いただかないと、当社は保険証券を発行することができません。
- 当社は保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に発見された保険事故については、保険金をお支払いいたしません。

撤回手数料について

- ・ お申込を撤回する場合、申請撤回依頼書が当社に到着するまでに実施した検査の検査料合計額および撤回手数料を申し受けます。

20 告知義務・通知義務

契約締結時における注意事項（申込書の記載上の注意事項）

請負事業者様にはご契約時に当社に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります。申込書の記載事項につき特に重要な事項について、事実と異なる場合もしくは記載されない場合には保険金をお支払いできないことがあります。

契約締結後における注意事項（通知義務など）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に当社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・ 重複契約を他の保険法人と締結しようとするとき、または他の保険法人と締結する重複契約が存在するを知ったとき。
- ・ 保険契約申込書の記載事項につき変更しようとするとき、または変更が生じたことを知ったとき

21 事故発生時の手続き

付保住宅に事故に該当すると思われる瑕疵を発見した場合や発注者様より瑕疵の発見の通知を受けた場合は、直ちに当社にご連絡ください。当社が現地確認等を行った後、保険金のお支払対象となる場合は、当社所定の書面による手続きをお願いします。

正当な理由なく、これらの連絡等がなされなかった場合または書面等に事実と相違することを故意に記載した場合、もしくはあらかじめ当社の承認を得ないで行った修補の費用や支払った賠償金等については、その一部または全部について保険金をお支払できない場合があります。修補等の場合には、事前に当社にご相談願います。

22 その他ご確認いただきたいこと

保険証券の管理について

- ・保険証券は請負事業者様宛にお届けします。内容をご確認の上、大切に保管してください。
- ・保険証券とあわせて交付される保険加入証明書は発注者様に必ずお渡しください。

保険契約の無効について

本保険契約の締結の当時、保険契約に関し、請負事業者様、発注者様またはこれらの者の代理人に詐欺等があったときには無効となることがあります。

クーリングオフの扱い

本保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(契約締結後の撤回)の対象とはなりません。保険料および保険のてん補内容が改定された場合について

保険料および保険の内容が改定された場合、保険契約締結日における保険料および保険のてん補内容が適用されるケースがあります。このようなケースにおいては、原則差額を精算させていただきます。

当社が破綻した場合の取り扱い

当社の経営破綻等により保険法人の指定を取り消された場合には、国土交通大臣が指定する保険法人に保険等の業務の全部が引き継がれます。

23 個人情報取り扱い

個人情報および物件に関する情報(秘密情報)の取り扱い

個人情報および物件に関する情報(秘密情報)の利用目的

当社は、個人情報および物件の名称、所在地、面積、保険契約内容等、当社が住宅事業者様と保険契約を締結することによって知りえた情報(秘密情報)を、次の目的のために利用し、これらの目的以外に利用いたしません。

- ・保険契約の引受、審査、履行および維持管理
- ・保険契約以外の当社の商品・サービスの案内・提供等

ハウスプラス確認検査(株)の商品・サービスを併せてお申し込んでいる場合は、検査日程の調整等、お客様の利便性確保を目的として同社が利用する場合があります。

個人情報および物件に関する情報の第三者への提供

当社は、保険契約に関するサービス提供に必要な範囲内で、個人情報および物件に関する情報を、書面または電子データにより、業務委託先(取次店、検査機関を含む)、住宅瑕疵担保責任保険協会、再保険引受先(損害保険会社等)、指定住宅紛争処理機関等の第三者に提供することがあります。

なお、住宅事業者様または住宅取得者様から申し出があった場合、第三者への提供は停止します。

【この保険に関するお問い合わせ・苦情・事故連絡等窓口】

この保険に関するお問い合わせ苦情等は当社または当社取次店までご連絡ください。

ハウスプラス住宅保証株式会社

既存住宅・リフォーム瑕疵保険専用ダイヤル
事故発生時専用ダイヤル

03-5962-3814(月～金 9:00～17:00)

03-5962-3819(平日 9:00～17:00)

0120-534-333(土日祝 9:00～17:00)

{取次店}

【保険協会審査会について】

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口

03-3580-0338(月～金 9:00～17:00)

保険協会審査会に関する内容以外のご相談は、ここではお受けできません。

保険協会ホームページ <http://www.kashihoken.or.jp/>の審査会に関する説明ページからメールフォームに必要事項を入力して問い合わせすることもできます。



ハウスプラス住宅保証株式会社